令和6年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No 4	4 9									<u>府 省</u>	庁 名	経済産業省
対象税	.目	個人個	住民税	法人住民和	兑 <u>事業</u> 税	不動産取得税	固定資産税	事業所税	その他	<u>ቱ</u> ()	
要望 項目名		被災	代替償	却資産に係	る固定資産	産税の特例措置	の延長					
要望内容(概要)		該	東日本 被災償	大震災によ 却資産に代	り滅失・打 わる償却3		産(以下、「初 皮災代替償却資	隆産」とい	_			者等のうち、当 域内において取
		却 け	現在、 資産を ること	取得又は改 ができるか	良した場合 、今後も	合、その後4年	度分の固定資 災代替償却資	産税の課税 産の取得か	標準を	2分の	1とする	いて被災代替償 る特例措置を受 ることから、本
関係条定	文	_ 地方: 	税法附	則第 56 条領	第12項							
減収 見込額			年度] 正増減	— 収額 —	(-	_) [平年度]		(•	0. 6)(単位	立:百万円)
要望理	曲	た災る	。今後 事業者 また、 など、	津波被災地 も一定の支 等の施設・ 福島の原子	援が必要な 設備の復り 力災害被災 難指示の領	な事業がなお残 日、事業の本格 災地域では、帰	ることから、 再開等を引き 還困難区域の	一刻も早い 続き支援す 一部で避難	後旧・ る必要 指示の	復興事 がある 解除や	業の完っ。 ・ ・立入規制	げの段階に入っ 了を目指し、被 引の緩和がされ ≹再開等を一層
		(① 事 〇 企 島県 仮設	85%(R5. (入居事業者	開状況についます。 (では、) となって の今後に [1]	ており、また、	中小機構仮設 業者数 82 者)	施設入居事 、本設移行	事業者等 すし事業	状況調 再開予	査(R5. 定と回答	0% (R3.3)、福 3) によれば、 答した事業者が
			たアン	ケート調査	結果(R5.		被災代替償却	資産に係る	固定資	産税の	特例措置	复興庁が実施し 置の適用実績は 4:46件)
			〇 事 等で	、令和5年	めに必要。 度に約42		度以降に約10	06.8ha の供	\給予 定	R5. 5		≣島県の沿岸部 っており、令和

	また、防潮堤等の海岸対策事業の完了割合は令和2年3月末時点で約7割だったところ、令和4年9月末時点では96%と上昇しており、復興道路・復興支援道路が令和3年12月に全線開通するなど、公共インフラの復旧・復興は着実に進展している。企業誘致においては、企業が進出の検討を始めてから操業開始までに2~3年程度を要することが一般的であり、被災事業者等が事業再開する場合にも同程度の時間を要すると考えられることから、公共インフラの復旧・復興を契機とした事業再開等のための被災代替償却資産の取得等は令和6年度以降も見込まれる。
	このように、令和6年度以降も事業者等の施設設備等の復旧、事業の本格再開を支援し産業復興の下支えをしていくことは依然として必要であり、本特例措置を令和8年3月 31 日まで2年間の延長を要望する。
本要望に 対応する 縮減案	_

合理性	政策体系における政策目的の位置付け						
	政策の 達成目標	被災地において事業再開する被災事業者等の増加、完全復旧及び被災地域の経済的復興の一刻 も早い実現					
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	延長期間 2年間(令和6年4月1日から令和8年3月31日)					
	同上の期間中 の達成目標	政策の達成目標に同じ					
	政策目標の 達成状況	 岩手県の被災 12 市町村の商工会議所又は商工会会員の事業再開率: 86%(令和2年10月1日現在) 宮城県の沿岸区域の商工会議所又は商工会会員の事業再開率: 80%(令和3年3月31日現在) 福島県の避難指示区域等所在商工会会員の事業再開率:85%(令和5年6月20日現在) 					
有 効 性	要望の措置の適用見込み	令和6年度 20件 令和7年度 1件					

	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	本特例措置を延長することにより、被災地における被災代替資産等の取得等を促進し、事業再開や事業拡大する被災事業者等の増加、完全復旧及び被災地域の経済的復興の一刻も早い実現を図ることができる。
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	被災代替資産の特別償却(震災特例法第 11 条の 2、第 18 条の 2)
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	
	要望の措置の 妥当性	本特例措置は、被災代替償却資産を取得した場合に限定し、被災事業者等の本格的な事業再開や被災地域の経済的復興に資するものであるから、政策目的達成手段として妥当である。
	担軽減措置等の 実績	「固定資産の価格等の概要調書」(総務省調べ)から減収額を算出 平成24年度 650百万円 平成25年度 1,418百万円 平成26年度 2,070百万円 平成27年度 1,722百万円 平成28年度 1,208百万円 平成29年度 799百万円 平成30年度 358百万円 令和元年度 45百万円 令和元年度 209百万円 令和3年度 20百万円 令和4年度 12百万円
税 の す	「地方税における 負担軽減措置等)適用状況等に関 「る報告書」に ぶける適用実績	
税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)		_
	要望時の 活標	_

前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由							
これまでの要望経緯	平成23年度 創設 平成28年度 適用期間を3年間延長(平成28年4月1日から平成31年3月31日まで) 令和元年度 適用期間を2年間延長(平成31年4月1日から令和3年3月31日まで) 令和3年度 適用期間を3年間延長(令和3年4月1日から令和6年3月31日まで)						